

【平成20年度 国保税の納付方法】

期別	納期	課税	納付方法	
			普通徴収	年金からの特別徴収
第1期	4月30日	【仮徴収】 前年度第10期分と同額を納付いただきます。	納付書・口座振替により納付	納付書・口座振替により納付
第2期	6月2日			
第3期	6月30日			
第4期	7月31日	【7月税額確定】 確定税額から仮徴収の額を差引いた税額を第4～10期で納付いただきます。	納付書・口座振替により納付	納付書・口座振替により納付
第5期	9月1日			
第6期	9月30日			
第7期	10月31日			第7～10期分を世帯主の年金10月・12月・2月支給分から特別徴収
第8期	12月1日			
第9期	12月25日			
第10期	2月2日			

【年金からの特別徴収（10月から）】

65歳から74歳までの世帯主の方で、次の「のすべて」に当てはまる方は、平成20年10月に支給される年金から保険税を納めていただくこと（特別徴収）になります。

〔年金から徴収される方〕
世帯主が国民健康保険に加

入していること。
国民健康保険の加入者全員が、65歳以上74歳未満の世帯の世帯主であること。
世帯主の年金受給額が年額18万円以上であること。
国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないこと。

【国民健康保険税の軽減】

後期高齢者医療制度に移行することにより、保険税が急に増えることがないように、次の「に該当する方は保険税が軽減されます。」

75歳以上の方が後期高齢者医療に移行したことで、国民健康保険加入者が1人となった世帯（特定世帯）
世帯別平等割が、5年間半額となります。
75歳以上の社会保険などに加入していた方が、後期高齢者医療制度に移行したことで、社会保険などの扶養をはずれ、新たに国民健康保険に加入することとなった65歳以上の方（旧被扶養者）
所得割額・資産割額
旧被扶養者にかかる部分は2年間課税しません。
被保険者均等割額
旧被扶養者にかかる部分は2年間半額とします。
世帯別平等割額
旧被扶養者だけの世帯は2年間半額とします。

税源移譲で増額の住民税還付
減額申告の提出は7月中に！

平成19年に所得が減って所得税が課されなかった方で、一定の要件を満たす場合、申告により平成19年度分の住民税が還付されます。

これは、税源移譲により所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方に対する軽減措置です。

ただし、「平成19年分の所得税が課税されない程度の所得



得となった方」を対象としており、所得税の住宅ローン控除の適用などにより、平成19年分の所得税が課税されない場合は対象となりません。

なお、あらかじめ該当すると思われる方については、7月上旬までに個別に案内通知を郵送いたしますのでご確認ください。

詳しくは別紙折込チラシをご覧ください。

国民健康保険税や住民税還付の詳細については、町民課税務係（☎722112）直通（☎）宛にお問合せください。

申告期間
平成20年
7月1日～31日まで
申告先
平成19年1月1日の
時点でお住まいの
市区町村